たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和３年３月１日（月）
担　当　課	教育事業部社会教育課
電　　話	0791-64-3180

報道機関各位

民法改正後の祝賀式について

民法の一部を改正する法律が令和４年４月１日に施行され、成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられます。たつの市は、これまで当該年度に２０歳になる方を対象に成人祝賀式を実施してきましたが、令和４年度からは、当該年度に２０歳になる方を対象に「二十歳のつどい」を実施します。

記

１　対象年齢　　当該年度に２０歳になる方を対象に実施します。

年度（開催時期）	対象者の生年月日
令和４年度(令和５年１月)	平成１４年４月２日～平成１５年４月１日
令和５年度(令和６年１月)	平成１５年４月２日～平成１６年４月１日
令和６年度(令和７年１月)	平成１６年４月２日～平成１７年４月１日

※２０歳を対象とした主な理由

・１８歳での開催とした場合、進学や就職の準備時期と重なり祝賀式への参加が困難になることが想定されるため。

・アンケート結果より、祝賀式の対象年齢は、これまでと変わらず２０歳を希望する意見が最も多かったため。

２　開 催 日　　成人の日（１月第２月曜日）

３　式典名称　　「二十歳のつどい」